

令和 3 年度広島支部事業計画（案）について



- 前回の評議会で示した事業計画（素案）に、KPI（目標数値）と頂戴した意見を織り込んだもの。

令和3年度 広島支部事業計画（案）

分野	具体的な取組み	保険者機能強化のための取組みとの関係 ※支部独自の取組みと必要な予算
1 基 盤 的 保 険 者 機 能 関 係	<p>●適用・徴収業務、給付業務等の基盤的業務を適正かつ迅速に行うとともに、サービス水準を向上させ、さらに業務の標準化、効率化、簡素化の取組を進める。</p> <p>(1) サービス水準の向上</p> <p>✓加入者等から寄せられた「お客様の声」やお客様満足度調査等を活用し、サービス水準向上に努める。</p> <p>① サービススタンダードの完全実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。 <p>■KPI:サービススタンダードの達成状況を100%とする</p> <p>② 申請書の郵送化率向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 窓口相談、電話相談の際に、来所いただかなくても郵送により申請書の受付ができることを積極的にご案内する。 研修会、メルマガ等を活用し、郵送による提出を促進するための広報を実施する。 <p>■KPI:現金給付等の申請に係る郵送化率を94.7%以上とする</p> <p>③ 高額療養費の未請求者に対する申請促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 高額療養費未請求者に対する申請の促進を継続して実施し、請求漏れを防止する。 	<p>マスコットキャラクターのパネル作成 予算：60千円</p>

(2) 業務改革の推進に向けた取組

- ✓現金給付等の業務処理手順の更なる標準化の徹底と役割を明確にした効率的な業務処理体制の定着により業務の生産性の向上を目指す。

(3) 給付の適正化の推進

① 現金給付の適正化の推進

- ・不正の疑いのある事案については、保険給付適正化PTの議論を経て事業主への立入検査や申請者本人への実地調査を積極的に行う。特に、現金給付を受給するためだけの資格取得が疑われる申請について重点的に審査を行う。
- ・給付金と年金や労災給付等との併給調整については、迅速・確実に実施する。

② 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化

- ・多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）及び部位ころがし（負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診）の申請について、加入者に対する文書照会や適正受診の啓発を強化する。また、不正または著しい不当事案には、厚生局に情報提供を行う。
- ・柔道整復療養費面接確認委員会を活用し、負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診等、疑義のある受診に対する審査を強化する。

■KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする

③ あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進

- ・受領委任制度導入により、文書による医師の再同意の確認を確実に実施するとともに、厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。

(4) 限度額適用認定証の利用促進

✓事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報や、地域の医療機関及び市町村窓口申請書を配置するなど利用促進を図る。

(5) 被扶養者資格の再確認の徹底

✓被扶養者の国内居住要件等に対応した被扶養者資格再確認を確実に実施する。

✓事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、全ての未提出事業所について、早期に郵送や電話による勧奨を実施する。

✓未送達事業所への電話確認等により所在地調査を行い、未送達の解消を図る。

■KPI:被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を92.7%以上とする

(6) 効果的なレセプト点検の推進

✓レセプト内容点検行動計画に基づき、システムを活用し、協会のノウハウを最大限活用した効果的なレセプト点検により査定率(※)の向上を図る。

✓点検員に対し、外部講師による講習会・近隣支部との合同学習会などを開催し、点検スキルを向上させる。

✓第三者行為表示のあるレセプト並びに外傷性3,000点以上のレセプトについては負傷原因照会を実施し、確実な求償業務を実施する。

(※) 査定率=レセプト点検により査定(減額)した額÷協会けんぽの医療費総額

■KPI:①社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について前年度以上とする

②協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする【新設】

<p>1 基 盤 的 保 険 者 機 能 関 係</p>	<p>(7) 返納金債権の発生防止のための早期の保険証回収</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、保険証未回収者に対して文書による返納催告を実施するほか、未回収者へは電話催告を行う。 ✓無資格受診による債権発生件数が多い事業所などを中心に保険証回収協力要請文書やチラシを適時発送する。 ✓外国人加入者向けの多言語の保険証適正使用チラシを事業所などに配布し、適正な利用と退職時の返却について広報する。 <p>■KPI:日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする</p> <p>(8) 債権管理回収業務の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓債権額や債務者の個々の状況を踏まえ、通常催告のほか、電話や弁護士による催告を早期に実施するなど臨機応変な催告を行う。 ✓健康保険組合や共済組合等との保険者間調整の対象を拡大するほか、法的手続きを積極的に活用することで回収率の向上を図る。 <p>■KPI:返納金債権(資格喪失後受診に係るものに限る)の回収率を対前年度以上とする</p>	
--	--	--

分野	具体的な取組み	保険者機能強化のための取組みとの関係 ※支部独自の取組みと必要な予算
2 戦 略 的 保 険 者 機 能 関 係	<p>【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】</p> <p>I 健康経営を通じた加入者の健康度向上 II 医療等の質や効率性の向上 III 医療費等の適正化</p> <p>(1) データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施 ✓「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。 なお、6か年計画である第2期保健事業実施計画の前半の取組みに対する中間評価を踏まえ、PDCAサイクルに沿って、令和3年度からの取組みの実効性を高める。</p> <p>① 健康に関する情報提供等を通じた事業所のヘルスリテラシーの向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・疾病予防や運動講座等多種類の健康づくり講座を訪問、またはオンラインにより実施し、事業所全体で健康づくりに取組む意識を向上させる。また、若年期（35歳未満）を対象とした健康講座を実施するなどポピュレーションアプローチの拡充を図る。 ・事業所単位で検診車による健診を受診した際、すべての受診者1人ひとりに対して、受診後の健康相談（生活習慣のアドバイス等）を実施することで事業所全体のヘルスリテラシー向上を図り、健康経営推進の機運を高める。 	<p>外部委託による健康づくり講座 予算：5.3百万円</p> <p>集団健診時の健康相談 予算：5.5百万円</p>

<p>2 戦 略 的 保 険 者 機 能 関 係</p>	<p>② 健康づくりの好循環の構築に向けたコラボヘルスの推進</p> <p>i) ひろしま企業健康宣言エントリー数の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康経営の普及促進を図るため、事業所ごとの健康度を見える化した「ヘルスケア通信簿」を活用して、事業所の健康課題の理解促進を図るとともに、インターネット上で健康経営に関する動画の紹介のほか、広島県や経済団体等と連携した「健康経営セミナー」を実施する。 ・新規エントリー数を拡大させるため、支部職員や協力事業所（生命保険会社、損害保険会社）等によるエントリー勧奨（文書、電話、訪問）を実施する。 ・広島県と連携し、健康経営の実践事業所への顕彰として県知事表彰を実施することで、企業や社員のモチベーションを高めるとともに、広島県全体の取り組みへと拡大させる。 <p>■KPI:健康宣言事業所数を1,800事業所以上とする【新設】</p> <p>ii) ひろしま企業健康宣言エントリー事業所へのフォローアップ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宣言事業所に対するサポートの一環として、季刊誌「い・ろ・か（ひろしま企業健康宣言通信）」を発行することを通して、宣言内容を確実に実践するための動機付けを行う。 ・経済産業省・日本健康会議が推進する「健康経営優良法人認定制度」の周知やサポートを行うことにより、広島県内の健康経営優良法人認定事業所数の増加を図る。 <p>iii) 健康保険委員の活動強化と委嘱数拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険委員に役立つ内容を盛り込んだ「健康保険委員研修会」の開催に加え、健康保険委員向けの広報（情報提供）として広島支部 HP 内の健康保険委員向けサイト等の充実による健康保険委員の活動強化を 	<p><u>ヘルスケア通信簿の作成</u> 予算：5.2百万円</p> <p><u>SNS 媒体を活用した広報</u> 予算：4百万円</p> <p><u>新聞等マスメディアを活用した 広報</u> 予算：3.8百万円</p> <p><u>健康経営セミナーの開催</u> 予算：1.4百万円</p> <p><u>健康宣言リーフレット等の作成</u> 予算：0.6百万円</p> <p><u>健康宣言エントリー勧奨</u> 予算：1百万円</p> <p><u>「い・ろ・か」の作成</u> 予算：2百万円</p> <p><u>外部委託による健康づくり講座 （再掲）</u> 予算：5.3百万円</p> <p><u>健康保険委員の登録勧奨</u> 予算：0.8百万円</p>
--	--	--

<p>2 戦 略 的 保 険 者 機 能 関 係</p>	<p>通じて、健康づくり事業等のさらなる推進を図る。</p> <p>■KPI:全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 57.6%以上とする</p> <p>iv) 健康づくりの好循環の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康づくりの好循環が、健康寿命の延伸や医療費適正化ひいては保険料率の抑制につながることを、広報やセミナー等の機会を利用して普及させていく。 <p>③ 特定健診実施率・事業者健診データ取得率の向上</p> <p>i) 生活習慣病予防健診の実施率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 健診機関では新型コロナウイルス対策により受入れ人数に制約があること等も踏まえ、希望者が受診出来ないことがないよう、受入可能数の少ない地域を中心に新規健診機関の増加を図る。また、健診実施機関においては、新型コロナウイルス等の感染症予防策を十分に講じることに加え、加入者に対しては、安心して受診できる体制であることの広報にも努める。 既存の健診機関には、インセンティブ（報奨金）を付与する仕組みを活用して実施者数増加を促す取組みを引続き実施する。 生活習慣病予防健診を未利用の事業所へは、広島県や健診機関と連携して訪問や電話による受診勧奨を行うほか、事業者健診を受診している事業所には労働局などの関係機関と連名で生活習慣病予防健診への切り替えを促す文書勧奨等を実施する。 <p>■KPI:生活習慣病予防健診実施率を 55.5%以上とする（実施対象者数：440,598人）</p> <p>ii) 事業者健診データの取得促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病予防健診を利用していない事業所には、労働安全衛生法に基づき行われた事業者健診データ（定期健康診断の結果）の提供に関する同意書を提出いただくよう、健診機関や外部委託などを活用して働き 	<p><u>健診推進経費（生活習慣病予防健診）</u> 予算：19 百万円</p> <p><u>パンフレットの作成</u> 予算：3.3 百万円</p> <p><u>事業者健診データ取得</u> 予算：9.5 百万円</p>
--	---	---

<p>2 戦 略 的 保 険 者 機 能 関 係</p>	<p>かける。</p> <ul style="list-style-type: none"> 提供された同意書が確実に健診データの取得に結びつくよう、データ提供契約のない健診機関との契約を積極的に進めるための体制を強化する。 <p>■KPI：事業者健診データ取得率を9.8%以上とする（実施対象者数：440,598人）</p> <p>iii) 被扶養者の特定健診実施率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 被扶養者（ご家族）の方が特定健診を受診しやすいよう、商業施設での集団健診や自治体のがん検診との同時実施などの利便性向上策のさらなる強化により、実施者数の増加を図る。また、健診実施機関においては、新型コロナウイルス等の感染症予防策を十分に講じることに加え、加入者に対しては、安心して受診できる体制であることの広報にも努める。 過去に健診受診歴がない、もしくは定期的に受診していない対象者に対しては、過去の受診状況等に応じてナッジ理論を活用したダイレクトメールによる受診勧奨を実施するほか、自己負担のないオプション検査（骨密度、血管年齢、肌年齢測定など）を用意するなどして受診への動機づけを図る。 スムーズな健診予約および利便性向上を目的として、集団健診や健診施設の予約状況を可視化したWEBサービスを引続き提供し、加入者サービスの向上を図る。 <p>■KPI：被扶養者の特定健診実施率を34.6%以上とする（実施対象者数：123,985人）</p> <p>④ 特定保健指導の実施率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> より多くの対象者に対して生活習慣病の予防・改善を図るため、外部委託（保健指導専門機関）の活用拡大をさらに進めることで、県内在住者はもとより県外在住者についても幅広く利用勧奨を行い、実施者数の増加を図る。 コロナ禍での感染拡大防止対策の1つとして、協会保健師等によるWEB会議システムを活用した特定保健指導（遠隔面談）を積極的に実施することで、感染への不安に起因した利用低下を最小限にとどめる。 外部委託機関（特定保健指導業務を委託している健診機関）に対して、インセンティブ（報奨金）を付与 	<p>商業施設での集団健診 予算：5.3百万円</p> <p>ダイレクトメール送付 予算：12百万円</p> <p>オプションを付与した健診 予算：5.5百万円</p> <p>可視化システムの運用 予算：0.8百万円</p> <p>健診推進経費（特定健診） 予算：1.6百万円</p> <p>パンフレットの作成（再掲） 予算：3.3百万円</p> <p>保健指導推進経費 予算：2.2百万円</p>
--	--	---

<p>2 戦 略 的 保 険 者 機 能 関 係</p>	<p>する仕組みを活用して実施者数増加を促す取組を引続き実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象者の利便性向上の観点から、健診と特定保健指導（初回面談）が同一日に利用できる機会の拡大を進める。同日実施が可能な委託機関（健診機関）の更なる増加を推進することで、実施者数の増加を図る。 <p>■KPI:①被保険者の特定保健指導実施率を26.9%以上とする（実施対象者数：58,118人） ②被扶養者の特定保健指導実施率を13.3%以上とする（実施対象者数：3,689人）</p> <p>⑤ 重症化予防対策の推進</p> <p>i) 未治療者に対する受診勧奨</p> <ul style="list-style-type: none"> 健診の結果、治療が必要と判断された方を確実に医療に繋げるために、受診した健診機関からの結果通知に紹介状等を併せて送付する取組を実施する。 さらに、健診受診から3か月以内の医療機関受診が確認できない方には文書による受診勧奨を行うことに加え、その中でも健診結果がより重症域にある方については、個別に電話等による受診勧奨を実施することで、高血圧や糖尿病の重症化を予防する。 <p>■KPI:受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を11.9%以上とする</p> <p>ii) 糖尿病及び糖尿病性腎症の治療中断者に対する受診勧奨</p> <ul style="list-style-type: none"> これまで糖尿病治療を受けていたにも関わらず、何らかの理由で治療を中断した結果、病状が悪化してしまうことを防ぐため、対象者に対して早期に治療再開を促す取組を実施し、糖尿病および糖尿病性腎症の重症化を予防する。 <p>(2) 効果的な広報活動や健康保険委員等を通じた加入者等の理解推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓健康保険制度や健康に関する情報を加入者に広く知ってもらうため、令和2年度の理解度調査結果に基づく効果的な広報を検討する。広島支部マスコットキャラクター「健康いろは」「健康かえで」を活用した分かりやすい広報を行う。 	<p><u>未治療者に対する受診勧奨</u> 予算：9.9百万円</p> <p><u>糖尿病性腎症の治療中断者に対する受診勧奨</u> 予算：9.6百万円</p> <p><u>納入告知書同封チラシ作成</u> 予算：2.2百万円</p>
--	---	--

<p>2 戦 略 的 保 険 者 機 能 関 係</p>	<p>✓新聞等マスメディア、また SNS 等を活用した広報により、健康経営やジェネリック医薬品の使用促進等の周知と加入者の行動変容を図る。</p> <p>✓支部職員による事業所訪問時の、登録勧奨や各種広報の実施により、協会の事業や健康づくり情報等をダイレクトに加入者等に発信できるメールマガジンの登録者数の拡大を図る。</p> <p>(3) ジェネリック医薬品の使用促進</p> <p>✓広島県をはじめ、広島県薬剤師会等の関係機関への働きかけや、関係機関と連携したジェネリック医薬品の使用促進に資する広報等の実施を通じて、広島県全体のジェネリック医薬品の使用割合の向上を図る。</p> <p>《医療提供者等への働きかけ》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療提供者から加入者への使用促進のアプローチ強化を図るため、ジェネリック医薬品使用状況のお知らせを送付し、自機関の特徴を把握してもらうほか、広島県、広島県薬剤師会と開催する薬局向けセミナーを通じて、薬局および加入者のジェネリック医薬品使用への機運を高める。また、薬局向けおよび加入者向けの動画作成・配信についても検討を進める。 ・ジェネリック医薬品の使用促進への感謝と敬意を称するため、広島県薬剤師会と共同で、ジェネリック医薬品の使用割合が高い薬局の認定・表彰を行う。 <p>《加入者・事業主等への働きかけ》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ジェネリック医薬品を自ら希望する加入者を増加させるため、サンフレッチェ広島との協力のもと、ジェネリック医薬品希望シールの作成・配布による啓発を行うほか、事業所（被保険者数 10 名以上）ごとのジェネリック医薬品使用割合の通知やジェネリック医薬品軽減額通知送付後の未切替者へ再勧奨文書の通知を行うことで事業者や加入者への周知と動機付けを図る。 	<p><u>新聞等マスメディアを活用した広報（再掲）</u> 予算：3.8 百万円</p> <p><u>SNS 媒体を活用した広報（再掲）</u> 予算：4 百万円</p> <p><u>ジェネリック医薬品使用状況のお知らせの送付</u> 予算：1.8 百万円</p> <p><u>ジェネリック医薬品使用促進動画の作成</u> 予算：1.1 百万円</p> <p><u>ジェネリック医薬品取扱い優良薬局の認定・表彰</u> 予算：0.3 百万円</p> <p><u>サンフレッチェ広島との共同事業</u> 予算：1.2 百万円</p>
--	---	--

<p>■KPI:ジェネリック医薬品使用割合(※)を年度末時点で79.1%以上とする ※医科、DPC、歯科、調剤</p> <p>(4) 地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓地域医療構想調整会議への参加を継続する。その際、地域医療が見える化したデータベース等を活用し、地域ごとの医療提供の実態や偏りも踏まえ、エビデンスに基づく意見発信を行う。 ✓現役世代に求められる負担の上昇を抑えながら、持続可能な医療保険制度を構築するために、関係団体と連携した意見発信の実施に向けた調整を行う。 <p>■KPI:効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する</p>	<p><u>ジェネリック医薬品軽減額通知</u> <u>送付後の未切替者への再勧奨</u> 予算：0.8百万円</p>
---	---

分野	具体的な取組み	保険者機能強化のための取組みとの関係 ※支部独自の取組みと必要な予算
3 組 織 ・ 運 営 体 制 関 係	<p>●基盤的保険者機能と戦略的保険者機能の本格的な発揮を確実なものとするための組織基盤の強化を図る。</p> <p>(1) 職員の意識改革及びコミュニケーションの強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓協会の「基本使命」「行動規範」を常に意識した行動を実践する組織風土の更なる醸成を図る。 ✓スムーズな業務運営を行うため、「オアシス運動」「報告・連絡・相談」をはじめとしたコミュニケーションの活性化を図る。 <p>(2) OJTを中心とした人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓OJTを中心とした育成に効果的な研修の組み合わせることで、組織基盤の底上げを図る。 ✓支部職員全員が原則年1回以上の事業所訪問の経験を通じて営業力等個人スキルの向上を図る。 <p>(3) 的確な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓中長期的には楽観視できない協会の財政状況等について、加入者や事業主に対して情報発信を行う。 ✓加入者サービスの水準を維持しつつ、費用対効果を踏まえたコスト削減を行う。 ✓調達における競争性を高めるため、参加が予想される業者に広くPRを行う等周知に努める他、十分な公告期間や履行期間を設定することにより、多くの業者が参加しやすい環境を整備の上、一者応札案件の減少に努める。 <p>■KPI:一般競争入札に占める一者応札案件の割合について20%以下とする。ただし、入札件数の見込み件数が4件以下の場合は一者応札件数を1件以下とする。</p>	

<p>3 組 織 ・ 運 営 体 制 関 係</p>	<p>(4) コンプライアンスの浸透</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓法令等規律の遵守（コンプライアンス）の実践を目指し、職員研修等を通じた職員一人ひとりへの理解促進を図る。 <p>(5) 各種リスク管理の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓有事には、万全な対応ができるよう、平時から危機管理能力の向上のための研修や訓練を実施する。 ✓事務処理誤り、誤送付等による個人情報漏洩を起こさないよう、ヒヤリ・ハット事例の共有等を通じた予防、またリスク管理に係る対策の実施状況の確認を徹底する。 <p>(6) 盤石な事務処理体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓戦略的保険者機能の取組みを強化するため、職員の多能化および生産性向上により事務処理体制を盤石なものとする。 ✓業務の効率化、生産性の向上などのマネジメントを強化し、「組織としての機能発揮」をより強固なものとする。 	
--	--	--